

宿泊・自宅療養中の患者に対して外来診療を行った場合の算定例

【例】宿泊・自宅療養中の再診患者に対して、医師が外来診療（＝対面診療）の上、コロナの症状に係る薬剤を処方した場合。

（1）診療状況

- ・患者から診療依頼があり、コロナの症状に係る薬剤の処方を希望される。
- ・医師が外来診療の上、投薬の必要性を認め、コロナの症状に係る A 薬剤を院外処方。

（2）算定点数と公費負担医療適用の可否

- * 再診料（73点）→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300点）→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * 救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）（950点）→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * 処方箋料→**宿泊・自宅療養者の公費**
- * 一般名処方加算2→**宿泊・自宅療養者の公費**

（解説）

- ① 宿泊・自宅療養中に新型コロナウイルス感染症に係る診療を行ったため、コロナに係る診療の費用（上記の場合は全ての点数）の患者一部負担金分は、宿泊・自宅療養の公費28070605が適用される。
- ② 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300点）は、COVID-19 疑い患者だけでなく、COVID-19（確定患者）に対しても対面診療を行った場合に算定できる。COVID-19（確定患者）に対して算定する場合は、宿泊・自宅療養者の公費が適用される。
- ③ 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250点）は、COVID-19 疑い患者のみに算定できるため、この事例では算定できない。

